

第16条 館は、利用決定をした場合、当該特定歴史公文書等の利用請求者に対して、次の各号に掲げる事項について記載した通知書（以下「利用決定通知書」という。）により決定の内容を通知しなければならない。

- (1) 利用請求のあった特定歴史公文書等に関する処分の結果
- (2) 利用請求書において請求した利用が認められない場合（法第19条ただし書の適用により原本の閲覧が認められない場合を含む。）はその理由
- (3) 利用の方法

2 利用決定通知書には、利用請求者が利用の方法を申し出るための書類（以下「利用の方法申出書」という。）を添付しなければならない。

3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、利用決定通知書を利用請求者に郵送する方法により行うこともできる。この場合、必要な郵送料は、別に定めるところにより、利用請求者が負担するものとする。

（利用の方法）

第17条 特定歴史公文書等の利用は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 当該電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- (2) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 前項に規定する電磁的記録の利用の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、利用者が利用しやすいものとする。

3 利用の方法は、利用請求者が利用請求書又は利用の方法申出書に利用の方法を記載し、館に提出することにより指定するものとする。

4 利用の方法申出書は、利用決定の通知があった日から30日以内での提出を求めるものとする。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 利用の方法申出書の提出の方法については、第10条第3項の規定を準用する。

（閲覧の方法等）

第18条 特定歴史公文書等の閲覧は、閲覧室で行うものとする。

2 閲覧室における特定歴史公文書等の利用に関しては、別に定めるところによる。

（写しの交付の方法等）

第19条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、館は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。

- (1) 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成

された複製物を含む。次号において同じ。)

イ 用紙に複写したもの（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）

ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したもの

ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

(2) 電磁的記録

イ 用紙に出力したもの

ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

3 館は、利用請求者より、写しの交付を行う範囲、方法及び部数の指定を受けた場合は速やかに料金表（別表）に基づき手数料額を算定し、当該料金を利用請求者に通知するものとする。

4 館は、次条に定める手数料の納付が確認されたのち、速やかに写しの交付を行うものとする。

5 写しの交付は、館において行うほか、利用請求者の求めに応じ、郵送により行うこともできる。この場合、必要な郵送料は、別に定めるところにより、利用請求者が負担するものとする。

（手数料等）

第20条 館は、利用請求者が写しの交付を受ける場合には、料金表に基づき算出した手数料の納入を、次の各号に定める方法により受け取るものとする。

(1) 館において直接納入する方法

(2) 館において印紙を直接納付する方法

(3) 印紙を所定の書類に貼付して館に郵便書留で送付する方法

2 前項第3号の手續に必要な費用は、利用請求者が負担するものとする。

3 館は、料金表を閲覧室に常時備え付けるとともに、インターネットの利用等により公表する。

（審査請求）

第21条 館は、法第21条第1項の規定に基づく審査請求があったときは、次の各

号のいずれかに該当する場合を除き、法第28条第1項に基づく公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）に法第21条第4項に基づく諮問をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 館は、前項の諮問をした場合は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第14条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 館は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決をしなければならない。

第2節 利用の促進

（簡便な方法による利用等）

第22条 館は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法（次項に定めるものを除く。）により利用に供するよう努めなければならない。

2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（展示会の開催等）

第23条 館は、年度ごとに計画を定めた上で、展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

（特定歴史公文書等の貸出し）

第24条 館は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合、別に定め

るところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

(原本の特別利用)

第25条 館は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等原本による利用が必要と認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本の利用を希望する者に対し特別に原本を利用に供することができる。

(レファレンス)

第26条 館は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、館の業務として情報提供することが適当でない認められる場合はこの限りでない。

2 館は、閲覧室の開室時間中、口頭、電話、書面その他の方法により、レファレンスに係る利用を希望する者の申込を受け付ける事ができる。

第3節 宮内庁の利用

(宮内庁の利用)

第27条 館は、宮内庁が、法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して身分証の提示及び移管文書利用申込書の提出を求める。

2 前項の場合において、宮内庁の利用者が館の外での閲覧を求める場合、館は、第18条の規定にかかわらず、30日を限度として、その閲覧を認めることができる。

第4節 利用時間及び休館日

(館の開館)

第28条 館は、利用に関する業務を実施するため、次の各号に掲げる日を除き、毎日開館する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

(4) その他法令により休日に定められた日

2 館は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合には、臨時に開館し又は休館することができる。この場合には、館は、原則として開館又は休館の2週間前までにその旨及び理由を公表しなければならない。

3 館の利用時間は午前9時15分から午後5時までとする。ただし、特に必要がある場合には、臨時に変更することができる。この場合には、館は、事前にその旨及び理由を公表しなければならない。

第4章 廃棄

(特定歴史公文書等の廃棄)

第29条 館は、特定歴史公文書等として保存している文書について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくな

ったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。

- 2 館は、前項の規定に基づき特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

第5章 研修

(研修の実施)

第30条 館は、その職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。館は、必要に応じて、その研修を行うこともできる。

- 2 館は、その職員以外の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。館は、必要に応じて、その研修を行うこともできる。

- 3 館は、前2項の研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修計画を立てるものとする。

- 4 館は、第1項及び第2項の研修を実施したときは、歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。

第6章 雑則

(保存及び利用の状況の報告)

第31条 館は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 館は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。

(利用等規則の備付け等)

第32条 館は、この規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

(実施規程)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は館が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月5日宮内庁訓令第4号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日宮内庁訓令第5号)

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日宮内庁訓令第6号)

この訓令は、平成24年12月4日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日宮内庁訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日宮内庁訓令第11号）
この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月 日宮内庁訓令第 号）
この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

別表(第19条関係)

特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
<p>1 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)</p>	<p>イ 複写機により用紙に複写したものの(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を用紙に複写したものに限る。)の交付</p>	<p>A4及びA3判用紙1枚につき10円</p>
	<p>ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付</p>	<p>A4判用紙1枚につき150円(A4判カラー出力については160円)</p>
	<p>ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき530円に当該文書又は図画1枚ごとに90円を加えた額</p>
	<p>ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき1,060円に当該文書又は図画1枚ごとに90円を加えた額</p>
<p>2 電磁的記録</p>	<p>イ 用紙に出力したものの交付</p>	<p>A4及びA3判用紙1枚につき10円(A4及びA3判カラー出力については20円)</p>
	<p>ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき350円</p>

	<p>ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク 1 枚につき 3 7 0 円</p>
--	--	-----------------------------